

宇部市障害者安心緊急支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、在宅の障害者（児）が、日常介護を行う者の疾病その他の理由で介護を受けることができなくなるなど緊急に支援が必要となった場合において、在宅生活における不安解消と安全確保を図るため、障害者安心緊急支援事業（以下、「緊急支援事業」という。）を行うことに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(実施主体)

第2条 緊急支援事業の実施主体は、宇部市とする。

(対象者)

第3条 緊急支援事業の対象者は、次の各号を全て満たす障害者（児）とする。

- (1) 宇部市に住所を有する65歳未満の在宅の障害者（児）
- (2) 主たる介護者が疾病等の理由で介護を受けることができない障害者（児）
- (3) 緊急時に介護を求めることができる親族等がない障害者（児）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は緊急支援事業の対象としない。

- (1) 緊急支援事業の申し込み時において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第28条第1項第1号又は第7号の障害福祉サービスを受けることが可能な障害者（児）
- (2) 伝染性疾患を有している障害者（児）
- (3) 介護が著しく困難と認められる障害者（児）
- (4) その他疾病等のため入院治療を要する障害者（児）

(実施事業者)

第4条 緊急支援事業は、法第29条第1項に基づいて都道府県知事が指定した指定居宅介護事業者又は指定短期入所事業者に委託して実施するものとする。

2 前項の規定により、宇部市が委託した事業者（以下「実施事業者」という。）は、前条の規定により緊急支援事業の対象となる障害者（児）に対し、次の各号に掲げる援護を行うものとする。

- (1) 障害者（児）の自宅で身体介護又は家事援助など日常生活に必要な援護（以下「緊急ヘルパー」という。）
- (2) 障害者（児）に一時的な施設の利用を提供することによる身体介護及び食事の提供など日常生活に必要な援護（以下「緊急ショート」という。）

(1回の利用時間)

第5条 緊急支援事業の1回の利用時間は、次のとおりとする。

- (1) 緊急ヘルパーは、12時間を限度とする。
- (2) 緊急ショートは、7日以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別に必要と認めるときは、状況に応じ1回の利用時間を延長することができる。

(利用方法)

第6条 緊急支援事業を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、緊急ショートを優先して利用するものとし、緊急ショートを利用できない状況にある場合等において緊急ヘルパーを利用できるものとする。

2 利用者は、速やかに法第28条第1項第1号又は第7号の障害福祉サービスの支給を受けるものとする。

(利用料)

第7条 市長は、サービス提供時において、別表に定めた利用料を利用者に負担させるものとする。

2 前項の利用料は、実施事業者が受領するものとする。

(利用の手続)

第8条 利用者は、宇部市及び実施事業者が定める所定の手続きを行うものとする。

(報告)

第9条 実施事業者は、緊急ショートまたは緊急ヘルパーの利用があったときは、利用状況を速やかに市長へ報告するものとする。

(利用の取消)

第10条 利用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、緊急支援事業を利用することができないものとする。

- (1) 第3条第1項に定める要件を欠くに至ったとき、又は同条第2項各号に定める事由が生じたとき
- (2) 災害その他の事故により、緊急支援事業の実施ができなくなったとき

(関係機関等との連絡)

第11条 実施事業者は、緊急支援事業を実施するにあたっては、宇部市及び関係機関等との連絡を密にするものとする。

(委任)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(別表)

世帯 (※ 1)	利用料
生活保護世帯 非課税世帯	・ 実施事業者が定める実費相当額
課税世帯 (一般 1) (※ 2)	・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成 18 年厚生労働省告示第 523 号) (以下「報酬告示」という。) に規定する居宅介護サービス費または短期入所サービス費の 1 割相当額。ただし、利用者が 18 歳未満の場合は 4,600 円、また、利用者が 18 歳以上の場合は 9,300 円を上限とする。 ・ 実施事業者が定める実費相当額
課税世帯 (一般 2) (※ 3)	・ 報酬告示に規定する居宅介護サービス費または短期入所サービス費の 1 割相当額 ・ 実施事業者が定める実費相当額

(※ 1) ここでの「世帯」とは、利用者が 18 歳未満の場合、住民基本台帳上の世帯
利用者が 18 歳以上の場合、本人及び配偶者

(※ 2) 利用者が 18 歳未満の場合、世帯の市民税所得割の合計額が 28 万円未満
利用者が 18 歳以上の場合、世帯の市民税所得割の合計額が 16 万円未満

(※ 3) (※ 2) に該当しない課税世帯